

第7回 赤穂市地域公共交通活性化協議会 会議録

1 日 時 令和6年1月30日(火) 14:00～14:55

2 場 所 赤穂市役所 6階 大会議室

3 出席者

(1) 会長	溝田 康人	赤穂市副市長
副会長	小野間 正巳	関西福祉大学
委員	福本 良一	株式会社ウイング神姫
	守岡 正彦	赤穂タクシー株式会社
	西川 英也	赤穂神姫タクシー株式会社
	佐用 大輔	御崎タクシー株式会社
	田中 京子	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部兵庫支社【代理】
	平田 靖	株式会社ウイング神姫労働組合【代理】
	中西 克之	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部
	大久保 豪	兵庫県西播磨県民局光都土木事務所
	宅美 智章	兵庫県赤穂警察署交通課
	島田 裕弘	赤穂市自治会連合会
	溝田 泰司	赤穂市自治会連合会
	横山 直美	赤穂市女性団体懇話会
	福本 俊弘	赤穂市老人クラブ連合会
	室井 久夫	赤穂市老人クラブ連合会
	岸本 慎一	赤穂市総務部長
	近藤 雅之	赤穂市教育次長(管理)【代理】
	小川 尚生	赤穂市建設部長
	新田 博史	兵庫県土木部交通政策課

(2) 事務局
山内市長公室長
玉木企画政策課長
深澤企画係長
軀川企画政策課主事

西村 和記	株式会社丸尾計画事務所
杉田 宇惇	株式会社丸尾計画事務所

4 欠席者

委員	新屋敷 昭一	公益社団法人兵庫県バス協会
----	--------	---------------

5 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 協議事項
 - (1) パブリックコメントの実施結果について
 - (2) 赤穂市地域公共交通計画について
 - (3) 運賃分科会の設置について
- (4) その他
- (5) 閉 会

6 議事の概要

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただ今から、第7回赤穂市地域公共交通活性化協議会を開催いたします。

 本日はお忙しいところ、また遠方より会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

 私は本日の進行をさせていただきます、市長公室長の山内でございます。どうぞよろしく願いいたします。

 議事に入ります前に、本日の会議に傍聴の申し出がございます。

 会議の傍聴につきましては、赤穂市地域公共交通活性化協議会設置要綱第8条の規定に基づき、原則公開となっております。本日の会議は特に非公開に該当する案件はございませんので、傍聴を認めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

委員 (異議なし)

事務局 それでは、傍聴の方にお入りいただきますのでしばらくお待ちください。

 (傍聴者入室)

事務局 会議中の写真撮影等をご遠慮いただきますので、ただ今から、会長あいさつまでの間のみ、写真撮影を認めたいと思います。

 それでは開会にあたりまして、赤穂市地域公共交通活性化協議会の会長であります溝田副市長からごあいさつを申し上げます。

会長 本日は大変お忙しい中、第7回赤穂市地域公共交通活性化協議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

 平素より、本市行政の円滑な推進につきまして、各般にわたりご理解ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本日は次第にありますように、協議事項として、パブリックコメントの実施結果について、赤穂市地域公共交通計画について、運賃分科会の設置について、ご協議をいただくこととしております。

委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただきますとともに、今後ともお力添えを賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

写真撮影はここまでとさせていただきます。

協議事項に入る前に、委員の代理出席及び欠席のご連絡をいただいておりますので報告いたします。

西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部兵庫支社より、秋元 勇人 様の代理として田中 京子 様に、株式会社ウイング神姫労働組合より、伊藤 俊幸 様の代理として平田 靖 様に、高見教育次長の代理として教育委員会 近藤総務課長にそれぞれ出席をいただいております。

また本日は、兵庫県バス協会 新屋敷 昭一 様より所用のため欠席する旨、ご連絡を受けております。

なお、この会議には赤穂市地域公共交通計画策定業務の受託業者であります、丸尾計画事務所より、西村、杉田の両氏に同席をいただいております。

以上により、本日の会議は委員の過半数の出席をいただいておりますので、設置要綱第7条第2項の規定により成立いたしますことをご報告いたします。

この後の進行につきましては、会長をお願いいたします。

議長

それでは、これより議長を務めさせていただきます。

次第3の協議事項に入ります。

協議事項の(1)パブリックコメントの実施結果について、事務局より説明をお願いします。

事務局

説明に入ります前に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

はじめに、本日机前にお配りさせていただきますA4縦の席次表。

次に、A4横の「運賃分科会の設置について(案)」。

次に、A4横で両面印刷しております「バス・タクシー運転士確保に向けた取組(兵庫県)」。

また事前にお配りしております、本日の次第、A4横の「赤穂市地域公共交通計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果」と、A4縦でカラーの冊子となっております「赤穂市地域公共交通計画」であります。

以上が本日の資料となりますが、お手元にごございますでしょうか。

それでは、赤穂市地域公共交通計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について、ご説明させていただきます。

昨年、11月22日に開催されました本活性化協議会でご承認いただきました、赤穂市地域公共交通計画（案）について、昨年11月28日から12月28日までの31日間、市民の皆さまから、ご意見を募集するパブリックコメントを実施した結果、3人の方から、6件のご意見が提出されました。

内容については、掲記のとおりですが、いただいた内容については、ご意見をいただいた方のご意向もあり、個人に関する情報を除いて、原文のまま記載させていただいております。

はじめに、表の見方ですが、左からご意見をいただいた順の番号、次にその右が計画に該当する項目、次に寄せられたご意見等、最後にご意見に対する市の考え方でございます。

事前にお配りさせていただいております資料でありますので、簡潔にご説明させていただきます。

それでは、1ページ、1番から順にご報告させていただきます。

1番につきましては、項目 第5章 公共交通のめざす姿に向けた施策・事業及び評価指標の設定に関するご意見で、千種ハイランド地区にデマンドタクシーの導入を強く希望するという一方で、JR播州赤穂駅、坂越駅、イオン、赤穂中央病院、赤穂市民病院からの帰りについて、デマンドタクシーを導入して欲しいというご意見です。

このご意見に対する市の考え方ですが、デマンドタクシーは、利用者の自宅等と指定された目的地の間を、ドア・ツー・ドアで運行する予約制乗合いタクシーで、本市においては、タクシー空白地域である有年地区住民の利便性向上と生活交通の確保を図るため、有年地区内の区域運行として、平成28年7月からタクシー事業者に運行を委託しております。

現在、有年地区以外の地域は、タクシーが駅などに常駐し運行していることから、現時点において、有年地区以外でデマンドタクシーを導入することは難しいと考えております。

次に、6ページをお願いいたします。

一番上、2番ですが、こちらも第5章 公共交通のめざす姿に向けた施策・事業及び評価指標の設定に関するご意見で、デマンドタクシーを含む公共交通は、交通分野だけではなく、様々な分野において地域を支えているはずだが、今回の改革案の対象地域となる有年地区住民のことを、もっと考える必要がある。そして赤穂市の市民憲章を再考する必要があるとのご意見です。

このご意見に対する市の考え方ですが、本計画は、「みんなで支える 笑顔と希望あふれる公共交通」を基本理念に掲げ、赤穂市のまちづくりと連携しながら、鉄道、路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシー、タクシーなど、地域の実情に応じた移動サービスを提供することにより、誰もが利用しやすく、利便性・機能性の高い持続可能な公共交通体系をめざすこととしております。

さらに、基本方針2に「他分野連携によるサービス向上」を設定し、観光、教育、福祉などの他分野と公共交通が連携することにより、移動サービスの確保・充実・利便性の向上を図り、必要な方に必要な移動サービスを提供するとともに、今まで公共交通を利用しなかった方にも利用してもらうことで新たな移動需要を創出することとし、有年地区にお住まいの方はもちろん、全市民のことを考慮した計画としています。

また、市民憲章を再考する必要があるとのご意見については、貴重なご意見として承ります。

次に、3番ですが、こちらは項目 第3章 赤穂市における交通の現状と課題の整理に関するご意見で、計画に示されているデータが示す利用者は、高齢者が多いこと、そして自動車の運転ができない人を顕著に示している。「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」の利用目的は、通院や買物を考えている人が多く、帰りには荷物が多いことは容易に想像できる、といったご意見です。

このご意見については、貴重なご意見として承ります。

次に4番ですが、こちらは項目 第5章 公共交通のめざす姿に向けた施策・事業及び評価指標の設定に関するご意見で、フリー乗降の対応を考えるべきではないかのご意見で、フリー乗降が可能になれば、高齢者で買物などをした後、自宅までの距離を心配する必要もなく、非常に助かり、利用者も増えるのではないかと。フリー乗降はどこでも簡単にできないことはわかっているが、赤穂市と似たような他市町の取り組みを、もっとしっかりと参考にしてほしい、といったご意見です。

このご意見に対する市の考え方ですが、コミュニティバスのフリー乗車については、あらかじめ乗車場所が決まっていないことから、車両が急ブレーキをかけること等によって、車内の利用者が転倒するなど、不測の事態を招く恐れがあることから、バス事業者からは実施できない旨の申し出がありますので、導入することは難しいと考えております。

また、フリー降車については、利用者の利便性に資すると考えますので、バス事業者、警察等と協議のうえ、自動車交通量が少ない区間において、利用者の安全確保と車両の円滑な運行を最優先に考え、他市町の取組みも参考にしながら、検討していきたいと考えております。

次に、7ページの5番ですが、こちらは項目 その他で、有年診療所の診察時間等についてのご意見であります。

このご意見については、貴重なご意見として、赤穂市民病院にお伝えさせていただきます。

次に最後、6番ですが、こちらは項目 第5章 公共交通のめざす姿に向けた施策・事業及び評価指標の設定に関するご意見で、市提案の「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」、「路線バス」の運賃を「一律200円」に統一する方針は、低所得層の多い高齢者の負担だけが増える懸念があり、再考を求めるといったご意見です。

このご意見に対する市の考え方ですが、現在、路線バスについては、深刻な運転手不足による路線の廃止、減便、事業の撤退などが全国的に相次いでおり、本市も決して例外ではありません。本市においても、令和6年4月から路線バスの大幅な減便と一部路

線を休止せざるを得ない状況となっており、そのことは11月に開催された地域公共交通活性化協議会において、承認されたところです。

市としては、こうしたバス事業者の現状を踏まえ、路線バスが縮小する一方で、これまでコミュニティバスを運行していなかった地域にもコミュニティバスを乗り入れ、路線バスとの一体的な運用を行うことによって、市民の利便性に資する効率的なルートの再編を行い、市域全体で公共交通を維持していく新たな仕組みを構築するべく、運賃を200円に統一するものであります。

バス事業者の現状と市の人口減少が進んでいく現実を直視し、利用者には目標とする収支率の改善にむけ一定の負担を求めつつ、今後も持続可能な地域公共交通ネットワークの構築をめざす必要がありますので、ご理解をお願いします。

なお、コミュニティバスの運賃改定にあたっては、新たに障がい者割引や運転免許自主返納割引等を設定するほか、高い頻度でコミュニティバスを利用される方のために、定期券や回数券を導入するなど、負担軽減にも取り組んでまいります。

以上が、パブリックコメントの実施結果であります。こちらは、本日の協議会終了後、明日以降、市のホームページで公表したいと考えております。

以上でございます。

議長

ただ今の説明に関しまして、ご意見ご質問等はございませんか。

委員

寄せられた意見は住民にとっては非常に重要なことです。毎日のことですし、高齢化が進んでいる中で、病院や買物に非常に不便をきたしています。それを何とかして欲しいということで、このパブリックコメントを出されたと思います。

それに対して、市の考え方ですが、全ての意見に対して、できないということです。あまりにも一口に切り取ってしまって、本当に市が考えた意見なのかと思います。有年地区以外はタクシーが常駐しているからできないということです。これだけでできないということですか。もっと考えたら別の案があるのではないかなと思うんです。

2年ほど前の稲美町ですが、乗り合いタクシー定着、稲美町導入2年、路線バスの代替手段にということで、停まる場所を増やして、稲美町内で80ヶ所あると書いてあります。そのぐらい停まる場所もいろいろとあるので皆が便利だということです。

今、有年地区だけでやっていますが、有年地区は宮前停留所、これは「ていじゅうろう」とか、「ゆらのすけ」の中継地点です。ここが一番乗りやすいということです。

有年診療所ですが、ここにも意見が書いてありますが、地域の住民が有年診療所を利用しているかといえばそうではないのです。本当に行けないわずかな人だけです。内科が専門ですから、内科の薬だけもらったらいいという方が行きますが、他の科になると行けません。

有年駅ですが、有年駅に行って、それからどこに行くのかということです。姫路まで行くのであればいいですが、赤穂に行く場合は、相生まで出て、それから赤穂に行くという形で乗り換え、乗り換えです。

有年郵便局、有年隣保館、有年小学校、原小学校ですが、「高齢者や自動車運転免許

を持たない移動制約者の買物、通院などの交通手段」と書いてあります。しかし、はっきり言って、全く交通手段になってないです。

ただ、デマンドタクシーは当初は3ヶ所か、4ヶ所しかなく、予約も非常に不便でした。少しずつ改善してきましたが、「高齢者や自動車運転免許を持たない移動制約者の買物、通院」などに、本当に役立っているかと言えば、はっきり言って全く役立っていません。

こういう状況で「有年はやっています」と書いてありますが、有年の皆さんもデマンドタクシーに関しては全く納得していません。

ほかに何かいい考えがないかなと思うんですが、例えば買物支援事業のことでお聞きします。買物支援事業のボランティアをやっていますが、これは千種ハイランドには行っていますか。

事務局 行っていません。

委員 行っていないでしょうね。こういう買物支援事業もありますから、少しずつでも使ったらどうかと私は思います。そういうアイデアがせっかくあるのにもかかわらず、何もしていない。

先日、高齢者の方ですが、姫路市の会社の先輩にお会いしましたが、姫路市は8,000円のICOCAカードを、75歳以上の後期高齢者の方が申請すればくれるそうで、それで乗ることができます。

岡山の地区は、高齢者、障がい者は半額にしているということです。

今度の料金改定に伴って、地域公共交通計画の中で、障がい者、運転免許を返納した人は半額にしますということですが、前も言いましたが、100円のを200円にしておいて、これをまた100円にします、半額にしますというのは、私自身これは非常に納得できません。

するのであれば、50円にでもしたらいいと思うし、先ほども言いましたが、せっかく回数券を導入するのであれば、高齢者に対して回数券を1年に2,000円でも3,000円でも配ったらいいと思います。結構お金がかかりますが。

交通のお金としては収入が入ってくるわけですから、こちらは高齢者に対する社会福祉の補助で出したらいいと思います。いろんなことを考えてやったらいいと思いますが、これはできません、あれはできませんというのは、私はあまりにも不親切というか、行政とはこんなものなのか、私は全く納得できないというのが、この市の考え方に対する意見です。

以上です。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。

ただ、デマンドタクシーを有年地区に導入した当初の考え方としては、ここに記載しておりますとおり、当時、有年地区はタクシー空白地域であるといったことが目的で導入をさせていただいております。

先ほども申し上げましたが、現在、千種ハイランド地域においては、一般乗用タクシーとして、3事業者がタクシー事業を運行しておりますので、そういった区域においては、デマンドタクシーを運行することは難しいと考えております。

委員

35ページにデマンドタクシーの導入目的として、買物や病院への移動の交通手段と書いてあります。これは有年ですら全然なっていません。

千種ハイランドにタクシーがあるのかもしれませんが、実際困っていらっしゃるということで、「できない」というだけで済ませていいのかと思います。千種ハイランドや有年の方と話し合っしてほしいです。バスもなくなるということで、これは仕方ないことだ、運賃も上がるのも仕方ないことですが、仕方ないことばかりで、我々に対して少しでも利用してもらえるような案を何も出さずに、仕方ないと言うだけなのは、私はどうも納得できないと思っています。よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございます。

ご承知だと思いますが、当時有年のデマンドタクシーを平成28年7月に導入させていただいた際は、宮前停留所までの往復ということでありました。

なぜ宮前停留所なのかと言いますと、そこで「ゆらのすけ」と「ていじゅうろう」と接続して、それらに乗って市街に行くというためのもので、買物や通院の交通手段に使うということです。

委員

それは理想論でそのとおりだと思います。ただ、私は見たことがありません。宮前停留所で乗り換えている人は、1年に何人かはいらっしゃるかもわかりませんが、休憩所を掃除していても、実際ほとんどいませんでした。

私もデータがありませんので、乗り換えて行かれる方のデータがあれば教えてください。

事務局

令和4年度の実績ですが、有年地区のデマンドタクシーを371人がご利用いただいております。

宮前停留所とご自宅の間を利用されている方が46名。

JR有年駅とご自宅の間を利用されている方が37名。

有年診療所とご自宅の間を利用されている方が63名。

有年公民館とご自宅の間で利用されている方が221名。

有年郵便局とご自宅の間で利用されている方が4名の、計371名でございます。

委員

それは35ページの導入目的に書かれていません。それなら買物、通院など交通手段というのは外して欲しいと思います。実際、買物や通院の手段として利用されているのかなと疑問です。今、実際数字を言われましたが。

有年公民館には高齢者大学や、書類を取りに来られる方が乗ってこられるケースを見たことがあります。赤穂に行かれた方は1年間で46人ですね。それで役に立ってい

るということであれば、それはそれでいいと思いますが、もっと利用者を増やした方がいいのではと思います。

先ほど申し上げた買物支援事業も、もっとやっていただいて、千種ハイランドの方に少しでもそういう情報を出していただけたらと思います。

ありがとうございました。

議長

他にご質問等ございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、パブリックコメントの実施結果について、了承してよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

では、パブリックコメントの実施結果については、了承するというところでよろしくお願ひします。

次に、協議事項の(2)赤穂市地域公共交通計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、赤穂市地域公共交通計画について、ご説明させていただきます。

さきほどの、パブリックコメントを受けて、計画を変更するところはございませんが、ウイング神姫様からいただいておりました路線バス乗車人数に誤りがあり、修正させていただいた箇所や、近畿運輸局様から、公的負担、行政補助を行っている地域旅客運送サービス全体の収支率の目標を計画に記載する必要があるとのご指摘を受け、記載させていただいたところ、また、地域公共交通確保維持事業補助金の関係で、西有年横山地区から宮前停留所間の「ゆらのすけ」の運行が、「ていじゅうろう上郡ルート」との接続の関係で、地域内フィーダー系統の補助対象区間として、補助金を受けられる可能性がありましたが、「ていじゅうろう」の運行回数が要件を満たさないということで、地域内フィーダー系統補助対象区間として、図や文章で記載していた所を修正させていただいたほか、文言の整理をさせていただいております。

本日は、大きく変更させていただいた箇所について、ご説明をさせていただきます。

まず、はじめに目次をお願いいたします。

先にご承認いただいた計画(案)では、右のページ数を章ごとに1-1ページや、2-1ページといった表記にしておりましたが、1ページ、2ページといった通し番号の表記に改めております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

②路線バス乗車人員について、であります。先の計画(案)では、2017年度 122,632人、2018年度 190,954人、2019年度 173,802人、2020年度 103,859人、2021年度 116,145人、2022年

度161, 897人としておりましたが、ウイング神姫様の方から、乗車人員の報告に誤りがあったとのことで、正しくは、2017年度 133, 092人、2018年度 171, 325人、2019年度 170, 830人、2020年度 135, 585人、2021年度 124, 399人、2022年度 112, 024人ということで、乗車人員を修正しております。

また、これに伴い、本文の方も、路線バスの乗車人員は、コロナ禍の影響を受けた2020年度（令和2年度）から2022年度（令和4年度）は、コロナ禍以前の2019年度（令和元年度）と比べて2～3割減少し、2022年度（令和4年度）は、112, 024人となっています、に改めております。

このことにつきまして、ウイング神姫様からご説明をお願いいたします。

委員

ウイング神姫の福本です。

この度は、公表する数字に誤りが生じ誠に申し訳ございません。

数字に誤りが出ました理由として、私、昨年10月に前任者より引き継ぎを受け、今のこの立場におるのですが、その際の引き継ぎミスによるところが最も大きな原因になります。具体的には、数字を取る期間を、毎年4月から3月で取ってしまいまして、後から確認したところ、バス年度の10月から9月の期間の数字を取るということを知りました。その期間の間違いにより、この度の数字の差異となっております。

今後、このようなことがございませんよう、気をつけてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

事務局

ありがとうございました。

それでは、つぎに58ページをお願いいたします。

(1) 公共交通をとりまく現状のまとめのところで、枠で囲んでおります項目に書かれておりますページ数を、目次と同じように、通し番号に改めております。

次に64ページをお願いいたします。

はじめに申し上げたとおり、市内連携軸「ゆらのすけ」のところで、先の計画（案）では、西有年横山地区から宮前停留所までの「ゆらのすけ」の運行が、地域公共交通確保維持事業補助金の地域内フィーダー系統の補助対象区間となる可能性がありましたが、ていじゅうろう上郡ルートの運行回数の関係で補助対象とならないとのことで、地域公共交通確保事業（フィーダー補助）の記載をはずしております。

次に、70ページをお願いいたします。

表の一番下、地域内フィーダー系統補助の対象となる区間の位置づけ・役割の所をお願いいたします。

先ほどから申し上げておりますとおり、西有年横山地区から宮前停留所間の「ゆらのすけ」の運行が、地域内フィーダー系統の補助対象とならないとのことで、ゆらのすけ」南北ルートB、横山から宮前区間の位置づけ、役割の表記を削除しております。

次に、71ページをお願いいたします。

下のルート再編案のところで、先ほどと同じように計画（案）では図の右上、JR有年駅のところの青色の線、「ゆらのすけ」のところで、横山から宮前を点線で囲んで、地域内フィーダー系統補助対象区間と表記しておりましたが、補助対象とならないとのことですので、その表記を消しております。

次に、85ページをお願いいたします。

評価指標の基本方針1 利便性・機能性の高い公共交通利用環境の構築の指標の一番上、行政補助額1万円当たりバス等利用者数のところですが、ご説明させていただいたとおり、ウイング神姫様の路線バスの乗車人員に誤りがあったということで、正しい数値に修正をさせていただいて、行政補助額1万円当たりバス等利用者数を、先の計画（案）の32人以上から23人以上に修正させていただいております。

また、その下、バス等収支率ですが、こちらをはじめに申し上げましたとおり、近畿運輸局様から公的負担、行政補助を行っている地域旅客運送サービス全体の収支率の目標を、計画に記載する必要があるとのご指摘を受けましたので、行政補助を行っているバス等の収支率を加え、現状21.1%のところ、2028年度（令和10年度）の目標値として、「ゆらのすけ」の収支率と同じく「ひょうご公共交通10カ年計画」の2020年の現況値、25.0%以上としております。

次に、90ページをお願いいたします。

こちら、路線バスの乗車人員が誤っていた関係で、設定の考え方の一番上、路線バス利用者数を計画（案）では、161,897人にしておりましたが、112,024人に改め、目標値も、行政補助額1万円あたりバス等利用者数を32人以上から、23人以上に修正しております。

次に、91ページをお願いいたします。

こちら、近畿運輸局様から公的負担、行政補助を行っている地域旅客運送サービス全体の収支率の目標を、計画に記載する必要があるとのご指摘を受けましたので、設定の考え方や目標値について、記載したものでございます。

次に94ページをお願いいたします。

下の赤穂市の鉄道・バス路線網のところで、先の計画（案）では、図の右上、JR有年駅のところの青色の線、「ゆらのすけ」のところで、横山から宮前を点線で囲んで、地域内フィーダー系統補助対象区間と表記しておりましたが、補助対象とならないとのことですので、その表記を消しております。

次に、95ページをお願いいたします。

こちら、計画（案）では「ゆらのすけ」南北ルートBのところで、宮前を起点として横山を経由し、宮前を終点にフィーダー補助の対象としておりましたが、フィーダー補助の対象とならないとのことですので、その表記を消しております。

次に、96ページをお願いいたします。

こちらは、補助対象システムの必要性について記載するところですが、「ゆらのすけ」南北ルートBの横山から宮前の区間がフィーダー系統補助の対象とならないとのことですので、その表記を消しております。

最後に、98ページをお願いいたします。

こちらは、資料4として用語集としてまとめたものを記載し、追加しております。
前回の活性化協議会でご説明させていただきました計画（案）から、「赤穂市地域公共交通計画」として修正させていただいた、おもな箇所については以上でございます。

議長

ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。
ないようですので、赤穂市地域公共交通計画について、原案の通り了承してよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。
異議なしということですので、本日みなさまにご了承いただきました計画により、次年度以降、施策事業を進めていきたいと思っております。

次に協議事項の（3）運賃分科会の設置について事務局より説明をお願いします。

事務局

本日机前にお配りしております「運賃分科会の設置について（案）」とあるA4横の資料をお願いします。

令和5年10月1日に「道路運送法」が改正され、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃の協議方法が変わりました。

左側の上下の四角囲みをご覧ください。

法律の改正前は、この場、赤穂市地域公共交通活性化協議会で運賃について協議することとなっておりますが、改正後は本協議会とは別のかたちで開催することとされました。

つきましては、道路運送法の規定により、左下の四角囲みに記載の(1)～(4)の方を構成員とする「運賃分科会」を、赤穂市地域公共交通活性化協議会設置要綱第11条の規定により設置し、運賃について協議していただきたいと考えております。

運賃部会で決定した事項については、本協議会に報告することといたします。

なお、運賃分科会の委員の人選につきましては、協議会の会長に一任したいと考えております。

また、運賃の協議をするときは、あらかじめ住民・利用者・利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが義務化されましたので、協議の前に、広くご意見をお聞きするよういたします。

資料の右側には参考として、改正後の道路運送法と、赤穂市地域公共交通活性化協議会設置要綱の該当条文を記載しておりますので、ご覧ください。

説明は以上です。

議長

ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員 「構成員を以下の4者に限定」の中に赤穂市の職員が入っていますが、これは入らないといけないのでしょうか。

事務局 はい。右側の道路運送法をご覧いただければと思いますが、第9条第4項第1号に、当該路線等をその区域に含む市町村または都道府県とありますので、赤穂市の職員を入れさせていただいている次第です。

委員 はい、分かりました。

議長 他にご意見ございませんでしょうか。

ないようですので、運賃分科会を設置することと、運賃分科会の委員の人選を私に一任いただくということで、ご了承いただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

以上で、本日本日予定しておりました、協議事項が終わりました。

次に次第4 その他ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

委員 先ほど話が終わりましたが、パブリックコメントのところで、この方は私どもの自治会の方なんです。この方は、以前からデマンドタクシーのことを言われていまして、署名活動をしてこの場で皆さんに披露してくださいということを、前回の11月に預かっていました。そのような状態で、ここに回答はされていますが、この方は多分役所へ来られたと思いますが、それに対する回答は何かされたのですか。

事務局 パブリックコメントの実施結果で、市の考え方を公開させていただきますとお伝えをしています。

委員 直接は話をされていないんですね。

事務局 前回、委員さんは本協議会を欠席されておりましたが、この協議会の場において、そういったご意見があったということをご報告させていただいて、そのことに対する市の考え方はこうですということは、この協議会でご説明をさせていただいております。

委員 そうですか。後から、この方から私に電話があって、全然動いてくれないような言い方をその方がされたので、この場で私もそういう紹介だけはしておいてください、

ということを言わせてもらったので。そういうことも話してくれていないのかと思いましたが、

事務局 委員が前回の会議の前にお越しただいて、会議で紹介してほしいということを聞いておりましたので、委員は会議を欠席されておりましたが、前回の会議でご説明させていただきます。

委員 この方に、そのことを話されていますか。

事務局 前回の協議会でお話をさせていただいたということは、お伝えしております。

委員 そうですか。全然動いてくれないような言い方をされたので、それはおかしいのではないかという話がありましたので、分かりました。ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

委員 兵庫県交通政策課です。いつもお世話になっております。

計画の中でも交通事業者・行政の連携による運転手の確保が重点事業で上がっておりますが、県の方でも同じようなバス・タクシー運転士確保に向けた取組を行っておりますので、そのご紹介だけさせていただきます。

お配りさせていただいた1枚ものの白黒の両面で、バス・タクシー運転士確保に向けた取組をご覧ください。

議題の中でも運転手不足が問題というのが出ていましたが、全国的にもバス・タクシー運転手不足が顕著になる中で、本県でも、2024年を待たずにバス路線で廃止や減便というのが出てきておまして、こういった地域交通を維持するためにも、資料にあるような取り組みを進めているということで、紹介をさせていただきます。

2点ありまして、1つ目が「バス運転士の魅力発信・広報の展開」ということで、バスの運転手確保の裾野を広げるとして、3点挙げております。

1点目は県バス協会様の事業になりますが、今年度、啓発ポスターを作成しております。県はデザインと企画の協力をしております。

裏面を見ていただきますと、白黒ですが、実際にはこういったセピア調のものになりますが、バスの車内に掲示するようなポスターとなっております。「町の小さな日常を乗せて今日も走る」ということで、バスの運転手さんが地域にとって欠かせない存在だということを、温かいイメージで伝えるような内容となっております。また今年度内には、バスの車内や、公共交通の事業者様、行政等に貼り出す予定ですので、もし見かけましたら内容を見ていただけたらと思います。

2点目は、公共交通の情報発信として、県のホームページで発信をしていますが、それだけでは十分伝わらないということで、まだ手探りで登録件数も少ないですが、公式インスタグラムを開設しまして、公共交通事業者様のいろんな取組を取り上げておりま

すので、ぜひ一度ご覧いただけたらと思います。

3点目が、毎週日曜日の朝、放映している県内の情報発信番組 サンテレビ「ひょうご発信」という番組がございます。直近になります。2月4日(日)8時半からの放送分で、地域公共交通をテーマに取材をしております。神姫バス様がユニークな取組をされているものを取材しております。

中心となるのは、バス運転体験会の開催ということです。大型バスの運転というのは難しいと思われがちですが、指導教官が丁寧に教えていただいて、当日、19歳のオートマ限定の大学生の方も参加しましたが、ミッション免許を持たない方でも、すぐ運転できるようになるなど、誰もが参加しやすい体験会であることが分かる内容になっていますので、ぜひ一度ご覧いただけたらと思います。

2つ目につきましては、「地域公共交通事業者の人材確保支援」ということで、これは確保した人材の育成を支援していくということで、人材確保に取り組むバス・タクシー事業者様の第二種免許取得費用、要件緩和等の特例教習の費用等の一部支援を検討しているということで、すでに国の方でも実施されていますが、県でも後方支援していくということで、来年度に向けた事業として検討しているところです。

確定しましたら、行政あるいは交通事業者の皆様には情報提供させていただきますので、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。
他にございませんでしょうか。
事務局から何かございますか。

事務局

次回の活性化協議会につきましては、令和6年度の開催となります。
先ほど、決定いただきました運賃分科会を開催することになります。
委員の人選と、日程につきましては、決まり次第お知らせをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

それでは、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。
今年度の地域公共交通活性化協議会につきましては、本日の会議が最後となりますが、令和6年度におきましても、計画の施策・事業の評価や、運賃についてご協議いただく予定としておりますので、皆様には引き続き、それぞれの分野で、赤穂市の公共交通についてご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

これもちまして、本日の会議を終了させていただきます。
お疲れさまでした。